

# 「個人賠償責任補償」のご案内

(個人賠償責任補償特約セット交通事故傷害保険)

## 生命傷害共済組合員契約の被共済者の皆さまは 個人賠償責任補償特約がサービスセットされています。

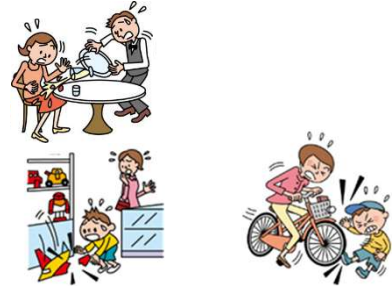
被共済者の皆さまの日常生活の備えとなる「個人賠償責任補償特約」をサービスセットします。  
生命傷害共済被共済者の皆さまには、費用負担はありません。

### 個人賠償責任補償

示談交渉サービス付  
(日本国内のみ)

日常生活で生じた偶然な事故により、  
他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした  
こと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に  
保険金をお支払いします。

※免責金額(自己負担額)はありません。  
※被保険者(保険の対象となる方)については裏面の  
「保険金をお支払いする場合」に記載の(※2)をご確認ください。



### 契約概要

保険期間	2021年10月1日～2022年10月1日
保険商品	個人賠償責任補償特約セット交通事故傷害保険
保険契約者・保険料負担者	新潟県火災共済協同組合
引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社

### 交通事故傷害保険

交通事故により被保険者が死亡した場合、105万円が補償されます。

## 重要なお知らせ

対象者の範囲は、新潟県火災共済協同組合の組合員契約で生命傷害共済の被共済者です。

ただし、下記の方はサービス対象外となります。

- ①組合員の役員・従業員以外の被共済者
- ②組合員の日雇いアルバイト等の被共済者(保険期間の終期まで雇用が見込まれないもの)
- ③員外利用契約の被共済者

#### 【重要】

上記のサービス対象外に当てはまる方は、8月31日までに新潟県火災共済協同組合  
までお申し出ください。(対象者の方からのご連絡は不要です。)

### 事故の連絡先

<損害保険ジャパン新潟火災新種保険金サービス課>

TEL: 025-244-5191 FAX: 025-244-8130  
(受付時間: 平日 9:00～17:00)

<事故サポートセンター>

TEL: 0120-727-110  
受付時間: 平日 17:00～翌日9:00  
土日祝日24時間

## 個人賠償責任補償

下記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合、**1億円**を限度に補償されます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 保険金 (注)	<p>日本国内または国外において、被保険者<sup>(※1)</sup>が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ② 被保険者<sup>(※1)</sup>の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例：自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③ 日本国内で受託した財物(受託品)<sup>(※2)</sup>を壊したり盗まれた場合 ④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等<sup>(※3)</sup>を運行不能にさせた場合</p> <p>【損害賠償金】 相手の方に支払うべき損害賠償金(ただし、1回の事故につき加入依頼書等記載の保険金額を限度とします。免責金額はありません。) 【訴訟費用】 訴訟、仲裁、和解、調停に要した費用(弁護士報酬を含みます。) (ただし、1回の事故につき損害賠償金が保険金額を超える場合は、保険金額の損害賠償金に対する割合でお支払いします。) 【その他の費用】 応急手当、護送その他の緊急措置に要した費用  など</p> <p>(※1)この特約における被保険者は、次のア。からカ。までのいずれかに該当する方となります。 ア. 記名被保険者(加入依頼書等記載の本人をいいます。) イ. 記名被保険者の配偶者 ウ. 記名被保険者またはその配偶者の同居の親族 エ. 記名被保険者またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 記名被保険者が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって記名被保険者を監督する方(記名被保険者の親族にかぎりません。)。ただし、記名被保険者に関する事故にかぎりません。 カ. イ。からエ。までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎりません。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりません。 なお、記名被保険者またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物  など</p> <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。</p> <p>(注)修理費および再調達に要する費用については、その被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。</p>	<p>① 故意 ② 戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等による損害 ③ 地震、噴火またはこれらによる津波 ④ 被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤ 被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥ 受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦ 心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧ 被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨ 航空機、船舶および自動車・原動機付き自転車等の車両<sup>(※1)</sup>、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩ 環境汚染に起因する損害賠償責任 ⑪ 受託品に対して正当な権利を有していない者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害 ⑫ 受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ<sup>(※2)</sup>または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取  など</p> <p>(※1)次のア。からウ。までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用車いすおよび歩行補助車で、原動機を用いるもの</p> <p>(※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。</p>

このチラシは、概要を説明したものです。詳しい内容については、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

【引受保険会社】  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
新潟支店法人支社 (担当：佐藤・渡邊)  
〒950-8661  
新潟県新潟市中央区万代1-4-33  
TEL：025-244-5181 / FAX：025-244-5177  
(受付時間：平日 9：00～17：00)

【取扱代理店】  
新潟県火災共済協同組合  
〒951-8063  
新潟県新潟市中央区古町通七番町1010番地 古町ルフル9階  
TEL：025-201-6502 / FAX：025-201-6519  
(受付時間：平日 8：30～17：15)